

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第569号

2013年（平成25年）7月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2013年（平成25年）6月25日付けで諮問（第569号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜地方検察庁検察官副検事から、刑事訴訟法第507条に基づき裁判執行のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、横浜地方検察庁検察官副検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、生年月日、住所及び生活保護法による保護適用事実の有無

- イ 目的外に提供する相手方
横浜地方検察庁検察官副検事
- ウ 目的外提供の根拠規定
刑事訴訟法第507条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官副検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について横浜地方検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、「裁判内容の細部については回答できないが、裁判執行のために必要であると。生活保護受給者であれば、経済状況等を確認し、対応する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、裁判執行のために行うものであり、本人通知をした場合には裁判執行の遂行に支障が生じることを裁判執行機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 裁判執行関係事項照会書（甲）
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した横浜地方検察庁検察官副検事
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、
「裁判執行のために必要であり、生活保護受給者であれば、経済状況
等を確認し、対応する必要がある。」とのことであつた。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関
する事務に係る個人情報で、本件事案の裁判執行に必要であることを
確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかし、実施機関の口頭説明によると、実施機関が横浜地方検察庁
検察官副検事に問い合わせたところ、当該裁判の裁判所、裁判日、事件
番号及び罪名並びに裁判内容については、すべて回答できない、との
ことである。

以上から、裁判公開の原則の下にあつては、裁判所、裁判日、事件
番号及び罪名は明らかにできるはずであり、それらが明らかにされな
いのであれば、裁判の存在を確認することができないので、本件の目
的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ いて

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以
上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断す
る必要がない。

以 上